

議員提出議案第 5 号

学術会議任命拒否について抗議し、政府に徹底した説明を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月15日提出

提出者 熊本県議会議員 鎌田 聰
西 聖一

熊本県議会議長 池田和貴様

学術会議任命拒否について抗議し、政府に徹底した説明を求める意見書

科学者の代表機関である日本学術会議が推薦した新会員について、政府は、9月28日の決裁で、105人の推薦者のうち6人の任命を拒否した。

その拒否の理由は、6人が過去に政府に対して批判的な発言をしていたためではないかとの受け止めも多くある中、菅内閣総理大臣は「総合的・俯瞰的観点から判断した」との答弁に終始している。さらに、総理は拒否した6人を含む推薦者名簿を見ていないと話しており、行政官が判断に関与したのではないかなど、多くの問題や疑問が露呈している。

任命拒否は、学問研究に対する「萎縮効果」を与え、「科学者コミュニティの自治・自律」の侵害ともいえることなどから、憲法第23条が定める「学問の自由」の侵害となり得る。また、内閣総理大臣が勝手に判断することはできない旨を規定した日本学術会議法にも明らかに違反している。

一体誰が何の権限や基準に基づいて判断し、決裁したのか、任命拒否の理由が全く明らかになっていないにもかかわらず、政府は、日本学術会議の体質に問題があるかのように論点のすり替えを始めている。

以上の諸点に鑑み、今回の政府の対応に強く抗議する。

よって、国におかれでは、拒否された6人の任命を行い、日本学術会議の自主性・自律性を今後も担保するとともに、任命拒否の理由や一連の経緯などを明らかにするため、徹底的に説明責任を果たすよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和年月日

熊本県議会議長 池田和貴

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
内閣官房長官	加藤勝信様
内閣府特命担当大臣 (科学技術政策)	井上信治様